

○鳥羽志勢広域連合職員の地域手当に関する規則

〔 令和6年10月4日
規則第4号 〕

鳥羽志勢広域連合職員の地域手当については、志摩市職員の地域手当に関する規則（平成18年志摩市規則第15号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。